

議案第16号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び附則第9項第3号」を削り、同条第4項中「。附則第9項第3項において同じ。」を削る。

第21条第1項及び第2項第1号中「及び附則第9項第4号」を削る。

附則第9項から第12項までを削り、附則第13項を附則第9項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）
- 2 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
附則第6条を削る。  
（天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 3 天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項から第6項までを削る。